



◇◆ 新宿ビズタウンメール 2020年5月20日号



発行：新宿区文化観光産業部産業振興課

目次

<1> 産業振興課インフォメーション

- ・「商工業緊急資金（特例）」の実施について
- ・商工業緊急資金(特例)の金融機関一次受付について
- ・新宿区店舗等家賃減額助成を実施しています
- ・新製品・新サービス開発支援補助金 [締切間近]

<2> 新宿区からのお知らせ

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貸付や融資あっせん等の手続きに使用する各種証明書が無料になります

<3> 新型コロナウイルス感染症関連 その他 機関のお知らせ

- ・「持続化給付金」のご案内（経済産業省）
 - ・支援策パンフレット（経済産業省）
 - ・「感染拡大防止協力金」のご案内（東京都）
-

<1> 産業振興課インフォメーション

■「商工業緊急資金（特例）」の実施について

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受ける区内中小企業者を支援するために商工業緊急資金（特例）をあっせんし、利子と信用保証料を区が全額補助します。ぜひご活用ください。

～受付期限を令和3年3月31日に延長しました～

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00011.html

■商工業緊急資金(特例)の金融機関一次受付について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける新宿区内の中小企業者への支援として実施している「商工業緊急資金(特例)」について、区の面談を介さず、一部の金融機関へ直接お申込みいただける「一次受付」を開始しました。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00015.html

■新宿区店舗等家賃減額助成を実施しています

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している区内事業者の事業継続を支援するため、賃貸人が店舗等賃借人の事業が継続できるように店舗等家賃を減額した場合に、賃貸人に対して減額した家賃の一部を助成します。

賃貸人の皆様におかれましては、店舗等賃借人である区内事業者が事業を継続できるように、本制度のご活用を視野に入れ、店舗等賃借人の皆様からの家賃減額交渉等について可能な範囲でのご対応を検討くださいますようお願いいたします。

詳細はこちら↓

http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00017.html

[問合せ先]

店舗等家賃減額助成担当

TEL : 03-5273-3554

■新製品・新サービス開発支援補助金の募集について

締切間近！ 申し込みはお早めに！

令和2年度中に「新規性・市場性のある製品・サービス」の開発事業を実施する場合、その事業に係る経費の一部を助成します。

補助金額：100万円まで／件（補助対象経費の2/3以内）

対象経費：原材料費／外注費／技術・開発指導費／

直接人件費（ソフトウェア開発のみ）等

募集期限：令和2年5月22日(金)

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000115.html

<2> 新宿区からのお知らせ

■新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貸付や融資あっせん等の手続きに使用する各種証明書が無料になります

新宿区が発行する以下の証明書の手数料を免除いたします。

(1) 住民票の写し（広域交付住民票は除く）

(2) 印鑑登録証明書

(3) 特別区民税・都民税課税証明書

(4) 特別区民税・都民税非課税証明書

(5) 特別区民税・都民税納税証明書

※申請の際に、新型コロナウイルス感染症に伴う融資や貸付制度等の申請に使用すること旨のお申し出や記載がない場合は、無料のお取り扱いができません。

詳細はこちら↓

http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/gyosei01_000114_00001.html

[問合せ先]

住民票の写し・印鑑登録証明書について

戸籍住民課住民記録係

TEL：03-5273-3601

[問合せ先]

課税証明書・非課税証明書・納税証明書について

税務課収納管理係

TEL：03-5273-4139

<3> 新型コロナウイルス感染症関連 その他 機関のお知らせ

■ 「持続化給付金」のご案内（経済産業省）

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

詳細はこちら↓

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

[問合せ先]

持続化給付金事業コールセンター

TEL : 0120-115-570

■ 支援策パンフレット（経済産業省）

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめました。

詳細はこちら↓

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

■ 「感染拡大防止協力金」のご案内

新型コロナウイルス感染等拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力いただける中小の事業者の皆様に対し、協力金を支給いたします。

受付期間

令和2年4月22日（水曜日）から同年6月15日（月曜日）まで

制度の概要や申請方法については都のポータルサイトをご覧ください。

申請要件や申請手続き等詳細情報が確認できるほか、オンラインでの申請も可能です。

詳細はこちら↓

<https://www.tokyo-kyugyo.com/>

[問合せ先]

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

TEL : 03-5388-0567

申請受付要項は新宿区役所 1 階総合案内（歌舞伎町 1-4-1）
及び特別出張所、産業振興課（西新宿 6-8-2）でも配布しています。

※申請先は東京都です。新宿区では申請受付ができませんのでご注意ください。

このメールマガジンに掲載されている情報については、内容が変更されたり終了している場合もありますので、必ず詳細を直接主催者にご確認ください。

本メールマガジンの配信解除は下記アドレスからお手続きください。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002144.html

このメールには返信できません。

不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお尋ねください。

新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 B I Z 新宿

電話番号 : 03-3344-0701

FAX 番号 : 03-3344-0221

インターネットによるお問合せ :

https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko_00001.html
